

甲府地区広域行政事務組合
地球温暖化対策実行計画
(第3次事務事業編)

令和7年3月

目 次

1	はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2	目 的	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3	計画期間	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
4	対象範囲	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
5	対象とする温室効果ガス	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
6	計画目標	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
7	取組み内容	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
8	推進と評価	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
9	そ の 他	・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6

1 はじめに

地球温暖化は、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスが、その大気中の濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象であり、急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響と日常生活に甚大な被害を及ぼす可能性が指摘されている。

1997（平成9）年12月に開催された「地球温暖化防止京都大会（COP3）」において、「京都議定書」が採択されたことから、わが国では、1998（平成10）年10月、地球温暖化対策の推進に関する法律を制定している。持続可能な開発目標（SDGs）達成をはじめとした地球規模課題への対応として、様々な社会変革を進めていく必要がある中で、2021（令和3）年に2050年カーボンニュートラルの宣言に伴う「地球温暖化対策の推進に関する法律」を一部改正し、国の地球温暖化対策計画において2030（令和12）年度の中期目標を2013（平成25）年度から46%削減することに見直すとともに、さらに50%削減の高みに向けて、挑戦を続けていくこととした。また、地域が取り組むべき脱炭素に向けた重点対策を示した「地域脱炭素ロードマップ」を策定し、地域の再生可能エネルギーのポテンシャルを生かすことで、2050年の脱炭素社会と持続可能な地域社会を実現するとしている。

当組合では、これらのことを受けて、平成29年度から温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的・効果的に推進するため、「甲府地区広域行政事務組合地球温暖化対策実行画（第2次事務事業編）」を策定し取り組んできたところであり、今般、第2次計画の期間終了に伴い、「甲府地区広域行政事務組合地球温暖化対策実行計画（第3次事務事業編）」を策定し、排出される温室効果ガスの削減に向けて、引き続き取り組みを推進していくものである。

地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条（抜粋）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

13 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

15 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

2 目 的

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、当組合における事務及び事業に伴う温室効果ガスの総排出量の抑制を図るため、庁内の省エネ・廃棄物の減量化などに係る取組みを総合的かつ計画的に実施することにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

3 計画期間

2025（令和7）年4月1日から2031（令和13）年3月31日（2025（令和7）年度から2030（令和12）年度）までの6年間を計画期間とする。

4 対象範囲

当組合の全施設に係る事務及び事業を対象とする。

5 対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法の対象とする7つの温室効果ガスのうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象とし、取組みを推進する。

6 計画目標

（1）計画目標の設定に当たっての考え方

当組合の主要な業務である消防業務において、ガソリン及び軽油は、車両と資機材の燃料として使用され、消防法第1条の目的（以下「目的」という。）を達成するためには欠くことのできないものである。

第2次計画においては、消費燃料の削減に向けて、通常時の不要なアイドリング、急発進・急加速、空ぶかしの抑止、経済走行の励行等の取組みを進めてきたが、これら燃料の消費量については、火災や災害、救急事案の発生件数、さらには、活動時間などに大きく影響されることになることから、こうした業務の特殊性を踏まえる中で、目標設定を行うこととする。

（2）目標設定

上記のとおり、消防機関という特殊性から当組合においては、ガソリン及び軽油について、緊急出場等の活動が増加する中での削減が困難であることから削減目標を設定せず、それ以外の項目を削減目標に設定する。

第3次計画においては、照明のLED化、使用していないエリア（事務室・廊下等）の消灯等による消費電力の削減を主な目標とし、国の2030年度に向けた削減目標46%を踏まえ、前年度比3.8%減を抑制目標として取組み、削減目標を2013（平成25）年度から36%削減することとする。

なお、消費燃料の削減については、引き続き通常時の不要なアイドリング、急発進・急加速、空ぶかしの抑止、経済走行の励行等の取組みを実施するものとする。

○第2次事務事業編における実績（表1）

区分	平成25年度	令和元年度	令和2年度	第2次事務事業編における計画期間			
				令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
抑制目安量	(実績) 総排出量 671.8t-CO2 (基準年度)	(実績) 総排出量 584t-CO2	総排出量 575.8 t-CO2 前年度比 ▲1.4%	総排出量 567.7 t-CO2 前年度比 ▲1.4%	総排出量 559.8 t-CO2 前年度比 ▲1.4%	総排出量 552.0 t-CO2 前年度比 ▲1.4%	総排出量 544.3 t-CO2 前年度比 ▲1.4%
実績			総排出量 629 t-CO2 前年度比 7.7%	総排出量 666 t-CO2 前年度比 5.9%	総排出量 653 t-CO2 前年度比 ▲2.0%	総排出量 657 t-CO2 前年度比 0.6% 基準年度から ▲2.2%	総排出量 令和7年3月時点では 実績未確定

※抑制目安量及び実績には、ガソリン及び軽油が含まれる。

○国の中期削減目標に向けた抑制目標（表2）

区分	平成25年度	令和5年度	第3次事務事業編における計画期間					
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
抑制目標量	(実績) 総排出量 431.1 t-CO2 基準年度	(実績) 総排出量 348.9 t-CO2	総排出量 335.5 t-CO2 前年度比 ▲3.8%	総排出量 322.8 t-CO2 前年度比 ▲3.8%	総排出量 310.5 t-CO2 前年度比 ▲3.8%	総排出量 298.8 t-CO2 前年度比 ▲3.8%	総排出量 287.6 t-CO2 前年度比 ▲3.8%	総排出量 276.8 t-CO2 前年度比 ▲3.8%
削減率	基準年度	▲19.1%	▲22.2%	▲25.1%	▲28.0%	▲30.7%	▲33.3%	▲35.9%

※抑制目標量には、ガソリン及び軽油が含まれない。

7 取組み内容

職員一人ひとりの環境配慮意識の向上が重要であることから、次のとおり職員共通の取組み項目を設定する。

(1) 消費電力の削減

- ・ 蛍光灯からＬＥＤに切り替え
- ・ 使用していないエリア（事務室・廊下等）の消灯
- ・ 残業時の不要な照明の消灯
- ・ ノー残業デーの徹底
- ・ 熱中症対策等を踏まえ、目安温度に縛られない柔軟な室温管理
- ・ クールビズ及びウォームビズの奨励
- ・ ＯＡ機器の節電機能の活用
- ・ 退庁時の電源ＯＦＦ確認（空調、ＯＡ機器等）
- ・ 職員のエレベーター使用の自粛（本部庁舎）
- ・ 自動ドアの就業時間外の電源ＯＦＦ（本部庁舎・中央消防署）

(2) 消費燃料の削減

- ・ 車両更新時における低燃費・低公害車の導入
- ・ 不要なアイドリング、急発進・急加速、空ぶかしの抑止
- ・ 経済走行の励行（一般走行時は、一般道：40 k m～60 k m）
- ・ 車両の点検整備の適正実施

(3) 廃棄物等の排出削減

- ・ 分別収集の徹底
- ・ グリーン購入の推進（環境に配慮した製品）
- ・ 両面コピーの励行
- ・ 使用済み用紙の再利用化
- ・ 庁内ＬＡＮを活用したペーパーレス化

8 推進と評価

計画の適正な推進及び評価に資するため、次のとおり体制整備を行う。

(1) 地球温暖化防止対策の推進体制

ア 事務局については、事務局長が事務局次長を管理責任者に定め、消防本部については、消防長が、本部にあっては、総務課長を、署にあっては、署長を管理責任者に定め、本計画の削減目標達成のために職員を指揮監督し、温室効果ガスの抑制を図る。

イ 職員は、管理責任者の指示に従い、取組み内容を着実に実施し、温室効果ガス排出量の削減（抑制）に努めるものとする。

(2) 点検及び評価について

- ア 事務局長及び消防長は、計画期間の6年間における取組み状況を把握するため、年1回、その進捗状況を点検するものとする。
- イ 管理責任者は、所管の取組みを総括するとともに、所管のエネルギー使用量を年1回事務局長及び消防長に報告するものとする。
- ウ 事務局長は、点検及び評価の結果、計画の達成上及び目標の進捗状況において、特に必要があると認めた場合は、計画内容を見直し、必要に応じて計画を変更するものとする。

(3) 公表について

事務局長は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、毎年1回、計画の策定、変更及び計画の実施状況について公表する。

9 その他

この計画は、2025（令和7）年4月1日から実施する。